

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十一号

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事の所管する条例等に係る奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年十二月奈良県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）の項中「奈良県食品衛生法施行細則（昭和五十年四月奈良県規則第一号）」を「奈良県食品衛生法施行条例（平成十二年三月奈良県条例第三十八号）」に、「別表第二第三号第一」を「第三条第一号ア(4)(二)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。